

綾瀬市電子入札実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市契約規則（昭和53年綾瀬町規則第29号。以下「規則」という。）第92条の規定に基づき、綾瀬市が発注する建設工事等の競争入札の手続をかながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

(入札の公告)

第2条 市長は、電子入札に付する入札の公告は、規則第6条の規定に定める方法によるものとする。

(入札参加申し込みに伴う手続き)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、申請書等受付締切日までに、電子入札システムにより、申請書及び添付資料（当該入札の公告に定めるものをいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

(資格確認通知)

第4条 市長は、前条により申請書及び添付資料を提出した者について、入札参加資格の審査を行い、電子入札システムにより資格確認通知書を送付するものとする。

(入札書の提出)

第5条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付締切日時までに提出をしなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届けを提出するものとする。

(予定価格等)

第7条 市長は、予定価格等を電子入札システムに登録するものとする。

(開札)

第8条 市長は、電子入札システムにより開札を行うものとする。ただし、希望する入札参加者の立会いをさせることができる。

2 前項の開札の場所及び日時は、公告時に示すものとする。

(落札決定)

第9条 市長は、落札者の決定を確認したうえで、執行担当署名を付加し、電子入札システムにより、落札者決定通知書を送付するものとする。

(落札決定の保留)

第10条 市長は、公告により落札候補者の資格審査をするときは、落札決定を保留するものとする。

(1) 市長は、落札決定の保留を確認したうえで、執行担当署名を付加し、電子入札システムにより、保留通知書を送付するものとする。

(2) 市長は、落札候補者に対しファックスにより連絡をし、資格審査に必要な資料等を持参又はファックス等により提出させるものとする。

(3) 資格審査の結果、落札者が決定したときは、前条の規定によるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第11条 第9条の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定する。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名)

第12条 市長は、入札手続きを電子入札システムにより行う場合は、電子入札システムにより規則第30条第1項に規定する入札参加者の指名及び同条第2項に規定する入札の通知を行うものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第13条 前節(第2条、第3条及び第4条を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第3章 その他の契約

(随意契約)

第14条 市長は、随意契約の手續において、電子入札システムを利用して行うことができるものとする。

第4章 雑則

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。